

農村版 移住・起業支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、農村版 移住・起業支援事業に関する経費について、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、神戸市補助金等の交付に関する規則(平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。)に定めがあるもののほか、当該補助金について必要な事項を定める。

(交付対象者)

第2条 原則、農村版 移住・起業ワンストップ相談窓口（以下「相談窓口」という。）で、里づくりの拠点施設に係る建築物の新築または用途変更の手続きの相談を行い、関係部署との事前相談及び手続き補助・代行のために専門家の紹介を希望し、契約を行った者とする。ただし、1 移住起業希望者につき、1 物件のみ対象とする。

2 前項の補助対象者について、次の各号に該当する者は除外する。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員
- (3) 前2号に該当する暴力団または暴力団員と密接な関係のある団体または個人
- (4) 建築士、行政書士、その他事業者等

(交付対象案件)

第3条 里づくりの拠点施設の設置のための建築物の新築または用途変更に係る関係部署との事前相談及び手続き補助・代行

(交付対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で、対象経費の2分の1以下とし、10万円を上限とする。

(交付申請)

第6条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金申請をするときは、次に掲げる書類を事業着手までに提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 見積書
- (3) 里づくりの拠点施設の事業計画書等

(交付の決定)

- 第7条 理事長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。
- 2 理事長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、補助金不交付決定通知書(様式第3号)をもって申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

- 第8条 交付対象者は、交付決定内容の変更承認を受けようとするときは補助金変更申請書(様式第4号)を、補助事業の中止(廃止)の承認を受けようとするときは補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を、理事長に提出しなければならない。
- 2 理事長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認められたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書(様式第6号)又は補助事業中止(廃止)承認通知書(様式第7号)により、交付対象者に通知するものとする。

(実績報告の提出)

- 第9条 交付対象者は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。
- (1) 補助事業実績報告書(様式第8号)
 - (2) 領収書 および所管部署との相談記録
 - (3) 建築物の用途変更に係る申請書の写し(相談のみの場は不要)

(交付額の確定)

- 第10条 理事長は、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに交付対象者に通知するものとする。
- (1) 補助金額確定通知書(様式第9号)
 - (2) その他理事長が必要と認める書類

(補助金の請求)

- 第11条 交付対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書(様式第10号)を理事長が定める期日までに理事長に提出しなければならない。
- 2 前項の請求があったときは、理事長は速やかに補助金を交付対象者に支払うものとする。

(交付決定の取消し)

- 第12条 理事長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により当該交付対象者に通知するものとする。
- 2 理事長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

別表(第4条関係)

補助対象経費
里づくりの拠点施設（農村定住起業施設）の相談や申請に要する経費